

**事業名** 障害のある方の「超短時間雇用」を促進し、  
多様な働き方を支援しています！

**ここがポイント** ◆区では、障害特性により長時間の就労が難しく、意欲があっても就労に結びついていない障害者の方の自立と社会参加を目指し、障害者と企業のマッチングに取り組んでいます。

区では令和3年度から、超短時間雇用モデルを構築した「東京大学先端科学技術研究センター」、超短時間雇用の企業への働きかけや調整などを担う「ピープルデザイン研究所」、就労を希望する障害者をサポートする「みなと障がい者福祉事業団」の3者と連携し、障害者の新たな就労機会を創出するため、超短時間雇用の周知活動や企業での導入に向けた支援などを行ってきました。

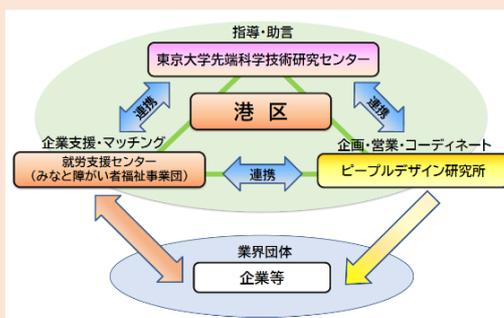
障害者の メリット	<b>超短時間雇用とは ▶ 週1時間から 20 時間未満の雇用のこと</b>	企業の メリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害特性に応じた働き方が可能</li> <li>● 働き方の選択肢が増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 業務に適した人材の採用で業務効率化</li> <li>● 社内での障害者雇用への理解促進</li> </ul>	

令和4年度にはこの取組をさらに拡充し、区が中心となって上記3者と超短時間雇用における障害者と企業のマッチングを図り、**民間企業への雇用7件**が成立し、**区有施設での職場実習3件**に取り組んでいます。

**概要**

**マッチングの流れ**

- ①東京大学先端科学技術研究センターとピープルデザイン研究所が、企業の業務を分析し、超短時間雇用に適した仕事を整理します。
- ②就労支援センター(みなと障がい者福祉事業団)が、障害者の障害特性に合わせた仕事をマッチングし、就労に結びつけます。
- ③就労支援センター(みなと障がい者福祉事業団)が、障害者が就労後も安定して働けるよう、職場や生活の支援を継続します。



**マッチングした超短時間雇用の例**

民間企業 勤務時間:1日3時間または6時間(短期間) 業務:企業内での段ボール組立作業  
区有施設(実習) 勤務時間:1日1時間(週2~3日) 業務:保育園での玩具清掃

超短時間雇用のさらなる理解と促進に向けて

**超短時間雇用をテーマにしたシンポジウムを開催します！**

■日時 令和5年1月25日(水曜) 19:00~20:30  
■場所 障害保健福祉センター6階 多目的体育室

<講演>

東京大学先端科学技術研究センター 近藤武夫 教授

**問合せ**



課長 障害者福祉課 小笹  
☎ 03-3578-2385(直通)

係長 障害者福祉課 障害者支援係 坪井・水戸  
☎ 03-3578-2462(直通)